

2019 5/13

# 租税回避、66億円申告漏れ

## 国税指摘 宝飾品会社株 売却巡り

宝飾リサイクル大手、「ネットジャパン」（東京・台東）の株式売却を巡り、創業者の吉沢敏行会長とタックスハイブ（租税回避地）の会社が東京国税局から所得税と法人税計約66億円の申告漏れを指摘されていたことが12日、分かった。過少申告加算税を含めた追徴税額は計約25億円とみられる。

関係者によると、吉沢会長は2012年に自身が保有するネットジャパン株をタックスハイブとして知られる英領バージン諸島の会社に譲渡した。その後、同株は別の会社に転売された。この取引について、東京国税

局が税務調査を実施した。外国企業でも課税できる制度を適用し、バージン諸島の会社に約52億円の申告漏れを指摘したとみられる。

この転売に関連し、吉沢会長が100%株主だった英領バージン諸島の別の会社が、転売先の親会社の株式の売買で利益

を得ていたことが判明した。国際的な租税回避を防ぐ「タックスハイブ対策税制」を適用してこの会社が得た売却益は吉沢会長の所得だとみなして、約14億円の申告漏れを指摘したという。

吉沢会長は同税制の適用による課税処分を不服として国税不服審判所に審査請求したが、昨年棄却された。信用調査会社によるとネットジャパンの17年12月期の売上高は約7700億円。

▼タックスハイブ対策税制 外国子会社合算税制とも言う。日本企業などが税率が低いタックスハイブ（租税回避地）に利益を集めて税金を圧縮するのを防ぐ制度。1978年に導入された。適用されるとタックスヘ

イブにある会社の利益が合算されて課税負担が生じる。対象となるかどうかは海外会社の株式を日本人や日本に居住する個人が50%超保有する場合など一定の条件がある。

吉沢会長は同税制の適用による課税処分を不服として国税不服審判所に審査請求したが、昨年棄却された。信用調査会社によるとネットジャパンの17年12月期の売上高は約7700億円。